

Introduction

ごあいさつ



岡山市長
大森 雅夫

岡山市は、恵まれた自然環境や西日本の交通結節点に位置する地理的優位性、医療・福祉・教育をはじめとした都市機能の集積等を生かし、政令指定都市、そして中四国の拠点都市として、市民の皆様とともに「未来へ躍動する桃太郎のまち岡山」をめざして取り組んでいるところです。

この「くらしの便利帳」は、市役所の窓口や各種手続きなどの行政情報、生活・医療情報、市内の観光や歴史、文化、特産品等の地域情報など、市民生活に密着した情報をまとめています。前回に引き続き、発行に係る全ての経費を民間事業者が集める広告収入で賄う官民協働事業方式により作成いたしました。広告掲載に当たりご協力いただいた事業者の皆様方には、心から感謝申し上げます。

市民の皆様には、お手元に置いていただき、日々の生活にご活用いただければ幸いです。

令和5年9月

岡山市民の日

(平成24年3月22日制定)

岡山市では、市のさらなる発展に向けて、郷土・岡山への理解と関心を深め、愛着と誇りを育み、魅力あるまちづくりを進めていくきっかけとして、市制施行日(明治22年6月1日)である6月1日を、市民みんなが岡山市のことを考える日「岡山市民の日」と定めています。

岡山市市民憲章

美しい自然と豊かな風土に恵まれ、すぐれた教育文化の伝統を持っている岡山市を、市民みんなの努力と協力によって、より美しく住みよいまちにしていくために、岡山市民が実践していかなければならない日常生活の規範として、昭和37年10月10日に制定されました。

- 1 みんなに親切をつくり、あたたかい楽しいまちをつくりましょう。
- 1 秩序と規則を守り、明るい安全なまちをつくりましょう。
- 1 花や木をたいせつに育て、美しい緑のまちをつくりましょう。
- 1 紙くずやゴミの始末をよくし、気持ちよい清潔なまちをつくりましょう。
- 1 文化財をたいせつに守り、伝統あるゆかしいまちをつくりましょう。

市のシンボル



市の花 キク

主に秋に咲き、旧暦9月9日の重陽の節句は菊を鑑賞するため「菊の節句」と呼ばれています。



市の木 クロガネモチ

5月から6月ごろ、淡紫色の小花を咲かせ、花が散るとメスの木には赤い実がつけます。



市の花木 サルスベリ

木の幹が皮がはげやすく滑らかなため、「猿でもすべってのぼれない」という意味で、この名がつけました。



市の鳥 タンチョウ

岡山後楽園のタンチョウは、多くの人々に親しまれており、岡山後楽園のシンボルでもあります。

ご利用にあたって

この「岡山市くらしの便利帳」は、令和5年9月1日現在でまとめています。

内容や手続きなどに変更があったときは、「市民のひろばおかやま(広報紙)」(毎月1日発行)や市のホームページなどでお知らせします。

この「岡山市くらしの便利帳」は、広告主の協賛により制作されており、市が広告について責任を負うものではありません。

本誌掲載広告および131ページ以降についてのお問い合わせは、株式会社サイネックス ☎084-982-5557へお願いいたします。

岡山市ホームページ



<https://www.city.okayama.jp/>



ごあいさつ 1

防災 8

迷わず避難 8
 緊急時連絡先 9
 避難について 11
 災害ごとの避難の流れ 12
 情報について 13

安否確認方法 14
 非常持出品と家庭内備蓄 14
 共助～自主防災組織について～ 15
 避難所生活について 15

岡山市ガイド 16

ようこそ、岡山市へ！

これから岡山市で暮らす人へ、市の魅力をご紹介します



概要 16
 岡山城 18
 桃太郎伝説 20
 文化・レジャー施設 22
 子育て 24

グルメ 26
 スポーツ 28
 歳時記 32
 4つの区 34



市役所案内 36

4つの行政区(区役所) 42

北区 42
 中区 44
 東区 46
 南区 48

市民サービス体制と主な業務 50

区役所を中心とした市民サービス体制 50
 区役所などの主な業務 51

届出と証明 56

住民票、印鑑証明などの証明書が必要なときは 56
 戸籍の届出 57
 転入・転出などの住民異動の届出 57
 印鑑登録 58
 その他の各種業務 59

市税 61

市税の納付・相談 61
 市税の証明 61
 主な市税 62

保険・年金 64

国民健康保険 64
 介護保険 66
 後期高齢者医療制度 70
 国民年金 71

高齢者福祉 72

在宅福祉サービス(主なもの) 72
 老人ホーム 73
 生きがいづくり 73
 認知症コールセンター 73
 高齢者の医療制度 74
 地域包括支援センター 74

障害福祉 75

障害者手帳の交付 75
 年金・手当など 75
 各種医療制度 75
 補装具費、日常生活用具の給付 76
 交通、移動の援助 76
 障害福祉サービスなど 77
 障害のある子どもの相談・就学 78



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

この「岡山市くらしの便利帳」は、
令和5年9月1日現在でまとめています。

🏥 健康と医療 79

救急・休日夜間の診療	79
病気のときには	79
こころと体の健康づくり	80
在宅医療・介護	80
いざという時頼りになる！ あなたのそばの医療機関(診療科目別広告)	81

👨‍👩‍👧 子育て・教育 84

子育てサポートカレンダー	84
出産	85
入園・入学	87
子どもの健康	88
各種助成・手当(主なもの)	88
子育ての仲間づくり	89
託児・就労支援	89
育児・教育相談など	90
こども総合相談所(児童相談所)	91
地域こども相談センター	91
発達障害者支援センター(ひか☆りんく)	91
子どもの居場所づくり相談窓口	91
児童家庭支援センター「どんぐり」	91
親子のための相談LINE	91
ひとり親家庭の相談支援	91

👤 困ったときの相談窓口 92

くらしの相談窓口	92
消費生活センター	95
おくやみ窓口	96
岡山市手続きガイド	96
外国人の方が困ったときは	97

🗑️ ごみ・環境 98

ごみ	98
水道	103
下水道	104
し尿収集	105
浄化槽	105

🏠 くらしと住まい 107

まちづくり	107
コミュニティサイクル「ももちやり」	108
住宅・建築物	112
道路	113

生活資金の貸し付けなど	114
岡山市寄り添いサポートセンター	114
岡山市成年後見センター	114
食にかかわる衛生	114
葬儀・死亡	114
衛生害虫の駆除	115
ペットの飼育など	115

🏢 仕事・企業 116

求職・求人・労働相談	116
岡山市就農サポートセンター	117
LED照明器具等への補助制度	117
企業立地への助成	117
中小企業のための経営相談・診断・融資制度	118

🎒 学びと楽しみ 119

観光	119
平和祈念	119
国際交流	119
公民館	120
ふれあいセンター	120
図書館	121
ホール・会館・児童館・児童センター	121
余暇・文化・研修施設など	122
スポーツ施設	124

🗳️ 市政参加・社会参加 127

市政参加など	127
市政広報	127
広聴活動	128
情報公開	128
市議会	129
選挙	129
人権尊重のまちづくり	130
女性が輝くまちづくり・男女共同参画社会	130

🏠 生活ガイド 131

一般社団法人岡山市医師会	132
岡山市内医師会連合会	135
岡山市内歯科医師会連合会	137
岡山市 医療MAP&広告	142
岡山商工会議所	152
商工会のご案内	153
住まいの基礎知識	154
葬儀とお墓の豆知識	156



〈以下は広告スペースです〉

緊急時

- 災害…P8～15
- 救急・火災…P9～10
- 休日夜間の診療…P79

誕生

- 出生届…P57
- 出産育児一時金…P66
- 親子手帳
(母子健康手帳)の交付…P85
- 児童手当…P88
- 子どもの医療費…P88
- 乳幼児の健康診査…P88
- 予防接種…P88

育児

- 保育園への入園…P87
- 認定こども園への入園…P87
- 地域型保育事業の利用…P87
- 幼稚園への入園…P87
- 児童館・児童センター…P89
- 育児相談…P90

教育

- 入学・転校
手続き…P87
- 就学援助…P88
- 子どもの
医療費…P88
- 教育相談…P90

成人

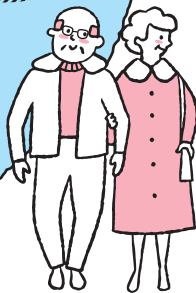
- 印鑑登録…P58
- 市税…P61
- 国民健康保険…P64
- 国民年金…P71
- 求職・求人…P116
- 選挙…P129

結婚

- 戸籍・各種証明…P56
- 婚姻届…P57
- 印鑑登録…P58
- 国民健康保険…P64

- 介護保険制度…P66
- 高齢者福祉…P72
- 高齢者の医療制度…P74

老後



壮年

- 観光…P119
- 国際交流…P119
- 公民館…P120
- 図書館…P121
- 余暇・文化・研修施設…P122
- スポーツ施設…P124



- 障害福祉…P75
- 障害者の医療制度…P75
- 各種行政相談…P92
- ごみの出し方・収集…P98
- ごみの持ち込み…P100
- 水道…P103

生活

- 下水道…P104
- し尿収集…P105
- 住宅…P112
- 生活保護制度…P114
- ペットに関すること…P115
- 町内会…P127



こんなときには
届出
を
必ずしましょう!



この目次は、主な手続きを挙げています。全ての手続きを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

赤ちゃんが生まれたら

出生届 P57

生まれた日を含めて
14日以内に届け出

引越してきたら

転入届 P57

新しい住所を定めてから
14日以内に届け出

市内で引越したら

転居届 P57

新しい住所を定めてから
14日以内に届け出

市外へ引越していくとき

転出届 P57

転出日の前後14日以内に
届け出

結婚するとき

婚姻届 P57

届け出た日から効力

家族が亡くなったら

死亡届 P57

死亡の事実を知った日から
7日以内に届け出

必要なとき

印鑑登録 P58